

幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン
(はじめの 100 か月の育ちビジョン)
(案)

令和 5 年 12 月 ● 日

目次

はじめに	2
1. はじめの 100 か月の育ちビジョンを策定する目的と意義	4
・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上	4
・はじめの 100 か月の育ちビジョンの目的.....	5
・こども基本法の理念.....	7
・全ての人とはじめの 100 か月の育ちビジョンを共有する意義	9
2. 幼児期までのこどもの育ちの 5 つのビジョン	11
(1) こどもの権利と尊厳を守る.....	12
(2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める.....	13
①育ちの鍵となる「安心と挑戦の循環」	13
②幼児期までのこどもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成	13
③幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」	14
(3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える.....	16
(4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする.....	18
(5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す.....	20
3. はじめの 100 か月の育ちビジョンに基づく施策の推進	24
別紙 1 それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」	25
別紙 2 はじめの 100 か月の育ちビジョンの実現に向けた社会全体の全ての人の役割	26

はじめに

- こども¹は、生まれながらにして権利の主体であり、その固有の権利が保障されなければならない。
- 令和4年6月には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども基本法（令和4年法律第77号）が与野党を超えた賛同を得て成立し、翌年4月に施行された。こども基本法の制定は、我が国が、権利主体としての子どもの最善の利益を常に第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えていく「こどもまんなか社会²」の実現を目指すという、大きな価値転換である。
- 特に「子どもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイング³の基盤となる最も重要な時期である。全世代の全ての人⁴でこの時期から子どものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、「こどもまんなか社会」の実現へ社会は大きく前進する。これは社会全体の責任であり、全ての人のウェルビーイング向上につながる。
- しかし、我が国の状況を見ると、必ずしも全ての乳幼児の権利や尊厳が保障できている現状にはない。また、今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化している中で、全ての乳幼児のウェルビーイング向上を、心身の状況や置かれた環境に十分留意しつつ、ひとしく、その一人一人それぞれにとって切れ目なく、支えることができているだろうか。こども基本法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）にも掲げられたこれらの権利を生まれた時から保障し、「こどもまんなか社会」を実現するための取組は途上にある。
- そのため、こども家庭審議会において、内閣総理大臣からの諮問⁵を受け、「幼児期までの子どもの育ち部会」において議論を行い、「幼児期までの子どもの育ち」に着目し、全ての人と共有したい理念や基本的な考え方方が整理され、令和5年12月1日に答申⁶がとりまとめられた。この答申を踏まえ、今般、政府において、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進するための羅針盤として、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月⁷の育ちビジョン）」（以下「本ビジョン」という。）を策

¹ 本ビジョンでは、こども基本法等と同様、心身の発達の過程にある者をいう。

² こども基本法の目指す、常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の中核に据えた社会。

³ 後述（1.「・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上」参照。）。

⁴ 本ビジョンでは、こどもや、こどもと直接接する機会がないおとなも含め、子どもの育ちに直接・間接を問わず影響を及ぼし得るあらゆる人を指し、「全ての人」と表している。

⁵ 諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」（令和5年4月21日）。

⁶ 答申第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」の別紙2「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なヴィジョン（答申）～全ての子どもの『はじめの100か月』の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～」（令和5年12月1日）。

⁷ 本ビジョンでは、妊娠期がおおむね10か月、誕生から小学校就学までがおおむね6年6か月、さらに幼保小接続の重要な時期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のうち小学校就学後がおおむね1年であり、これらの重要な時期の合計がおおむね100か月であることに着目し、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える上で見据える時期を「はじめの100か月」としている。

定することとした。本ビジョンは、人生の基盤的時期を過ごす乳幼児を含めた全世代の全ての人による、以下のような社会の実現を目指すものである。

- ・乳幼児を含めた全てのこどもが誰一人取り残されずに、権利主体として、命と尊厳と権利を守られる社会
- ・乳幼児の思いや願いが受け止められ、社会への参画が応援される社会
- ・乳幼児と保護者・養育者⁸が安定した「アタッチメント（愛着）⁹」を形成できる社会
- ・人や場との出会いを通して、豊かな「遊びと体験」が保障される社会
- ・保護者・養育者になる前から切れ目なく、様々な人や機会に支えられ、こどもとともに育ち、成長が支援・応援される社会
- ・各分野や立場を超えた認識共有により、乳幼児に関わる人が緊密に連携し、切れ目のない「面」での支援が実現できている社会
- ・乳幼児と全ての人がともに育ち合う好循環が続いている社会

○本ビジョンに基づき、このような社会への変革を着実に実現していくことにより、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」が一層大事にされるとともに、保護者・養育者、保育者、子育て支援者等が、社会からその尊い役割を応援され、安心して子どもの笑顔や成長を喜び合うことができる社会を、全ての人とともにつくっていくことが政府の責務である。

○本ビジョンに基づく社会全体の認識共有と、政府全体の取組を、こども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「子ども大綱」や次元の異なる少子化対策の実現に向けた「子ども未来戦略」等と整合的に進めることにより、「子どもまんなか社会」の実現を強力に牽引する。

⁸ 本ビジョンでは、父母等のいわゆる「保護者」に限らず、こどもを養育している立場にある者を指し、日常的養育者の立場にある祖父母や、社会的養育に携わる専門職（児童福祉施設職員、里親等）などを含め、「保護者・養育者」と表記するものとする。

⁹ 後述（2.（2）参照。）。

1. はじめの100か月の育ちビジョンを策定する目的と意義

・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上

(「ウェルビーイング」の基本的な考え方)

○本ビジョンにおいては、全ての人で支えるべき「子どもの育ちの質」¹⁰について、子ども基本法の目指す、子どもの生涯にわたる幸福、すなわちウェルビーイングの考え方を踏まえて整理した。この「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル¹¹）に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む¹²。このようなウェルビーイングの向上を、権利行使の主体としての子ども自身が、主体的に実現していく視点が重要である。

○なお、ウェルビーイングは、生涯にわたる全ての時期を通じて高めることが重要であり、子どもとともに育つおとなにとっても重要なものである。子どももおとなも含め、一人一人多様な個人のウェルビーイングの集合として、社会全体のウェルビーイング向上の実現を同時に目指すことが必要である。

(身体的・精神的・社会的な全ての面を一体的に捉える)

○本ビジョンにおいて、ウェルビーイングは、身体的・精神的・社会的な全ての面を一体的に捉えた観点（バイオサイコソーシャルの観点）での幸福を指す概念であり、換言すれば、子どもの持つ身体と心、周囲を取り巻く身近な環境や社会的状況、より広い環境としての社会（以下「環境（社会）」という。）を一体的に捉えたものである。また、ウェルビーイングの向上を、生涯にわたり実現することが、子どもの最善の利益を考慮していく上で重要である。なお、身体と心の側面のみならず、環境（社会）についても、子ども一人一人多様であるといった視点に留意する必要がある。

(多様性を尊重し、包摂的に支援する)

○本ビジョンは、特別な支援や配慮を要する子どもであるか否かにかかわらず、どのような環境に生まれ育っても、また、心身・社会的にどのような状況に

¹⁰ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月閣議決定）において、「『幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な指針（仮称）』を策定し、全ての子どもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進する」とされている。

¹¹ 成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号））に基づく、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月閣議決定）においても、「バイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）」が重視されている。

¹² 教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）においては、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

あっても、多様な全てのこども一人一人をひとしく対象としている。

○特に、障害児については、他のこどもと異なる特別なこどもと考えるべきではなく、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもと捉えることが大切であり、障害の有無で線引きせず、全てのこどもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきである。また、心身の状況にかかわらずひとしく育ちを保障するために、周囲の環境（社会）を整える¹³視点も重要である。

○また、本ビジョンは、共生社会¹⁴の実現に向けて、幼児期までの時期から切れ目なく、インクルージョンの考え方を前提としている。その上で、体制整備も含め、一人一人のこどもの育ちの質を持続的に担保する必要がある。これは、学童期以降のインクルーシブ教育システムの実現とも切れ目なくつながる、共生社会の実現に向けた重要な視点である。

○さらに、身体的・精神的・社会的なあらゆる要因によって困難を抱えるこどもや家庭を包括的に支援する必要がある¹⁵。

・はじめの100か月の育ちビジョンの目的

（「こどもの誕生前から幼児期まで」の重要性）

○乳幼児期は、脳発達の「感受性期¹⁶」と言われ、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期である。また、生涯の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定されるという考え方¹⁷もあるなど、「こどもの誕生前」も含め、育ちを支える基盤的時期として捉える必要がある。さらに、「育ち」の側面と両輪をなす「学び」の側面¹⁸からも、米国における研究で、質の高い幼児教育は長期にわたって影響を与えるとされているなど、幼児期までの重要性は世界的にも確認されている。

○取組によって特に着目する月齢や年齢に違いはあるが、「誕生前から幼児期まで」のこどもを重視した支援は、諸外国や国際機関でも推進されているなど、

¹³ このように、障害が本人の医学的な心身の機能の障害と社会における様々な障壁の相互作用によって生じるものであるとする「障害の『社会モデル』」の考え方は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）等においても取り入れられている。

¹⁴ 障害の有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をいう。

¹⁵ 様々な困難を抱えるこどもや家庭の利益を考えることが、翻って全てのこどものために何が必要かを考えることにつながるという考え方も重要である。

¹⁶ 生きる環境に適応的に働く脳へと成熟することに向けて、特に環境の影響を受けやすい時期を指すが、その一つがおおむね7～8歳までの時期であるとされている。

¹⁷ D O H a D (Developmental Origins of Health and Disease) の概念。

¹⁸ 文部科学省が主導している「幼保小の架け橋プログラム」等の下で、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼児教育・保育施設」という。）の施設類型を超えて、家庭や地域における学びも含め、0歳から18歳まで切れ目ない学びの連続性を踏まえつつ、「遊びを通した学び」の考え方を重視する幼児教育の充実を図っている。

世界の潮流¹⁹でもある。

○子どもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であるこの時期への社会的投資こそが、次代の社会の在り方を大きく左右する。そのため、子どもと直接接する機会がない人も含め、社会全体にとっても幼児期までが極めて重要であることが、全ての人との間で共有されなければならない。

(全ての子どもへのひとしい保障)

○一方で、児童虐待による死亡事例を例に挙げても、約半数が0～2歳²⁰であるなど、基本的な生命に関する子どもの権利が、誰一人取り残さずひとしく保障されているとは言えない現状がある。

○また、0～2歳児の約6割は就園していない状態²¹であり、少子化の進行等に伴いきょうだいの数も減ってきており、子ども同士で育ち合う機会や、保護者以外のおとなと関わる機会、様々な社会文化や自然等の環境に触れる機会が、家庭の環境によって左右されている現状がある。園や子育て支援、地域社会等とつながることによって、育ちの環境をより一層充実させる機会は、子どもがどこに暮らしていても、家庭の環境に十分配慮しつつ、ひとしく保障されることが必要である。

○さらに、多くの子どもが通園する満3歳以上²²にあっても、施設類型や家庭・地域で過ごす時間の違いによって、ひとしく育ちを保障するまでの格差が生じないようにしなければならない。

○このように、全ての子どもの育ちをひとしく支える上では、今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化していることや、今の社会の現実を踏まえ、従来の発想を超えて対応すべき課題がある。

(子どもから見て切れ目のない保障)

○一人一人の子どもの成長に目を向けると、誕生前後、就園前後、小学校就学前後と、いくつか大きな節目はあるものの、本来子どもの発達は、一人一人違うペースで、絶えることのない連続性の中で進む。「子どもまんなか」の発

¹⁹ ユニセフ（国連児童基金）は、途上国はもとより先進国においても、幼児期までの期間が重要であるとの考え方をとっており、中でも胎内にいる時から2歳の誕生日までの「最初の1000日」に着目している。これに基づき、栄養やケア、教育や子どもの保護を含めて多面的に子どもやその養育者を支援するプログラムのほか、法律や政策への働きかけ等を行っている。また、おおむね8歳までを発達において重要な「Early childhood」と位置づけ、発達支援に取り組んでいる。

²⁰ 令和5年9月に子ども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がとりまとめた、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」。

²¹ 0～2歳児は可能な限り家庭で育てたいと考える保護者がいるなど、就園していない子どもとその家庭の子育て状況は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないように留意が必要。

²² 「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」（令和5年3月）によれば、3歳以上の未就園の背景要因には、我が国の場合、低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭の子どもや、健康・発達の課題を抱えた子どもが未就園になりやすい傾向があることが明らかになっていることにも留意。

想に立ち返れば、年齢や学年の事情で引かれた線が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないよう、環境（社会）の不断の改善を図っていく必要がある。

○また、子どもは日々の生活において、複数の場や異なる関係性の人との関わりの中で育っており、その環境（社会）は間接的に影響するものも含めて多層的に広がっているものの、子どもの育ちという視点から見ると、家庭、幼児教育・保育施設、子どもの育ちに関する関係機関、地域等の子どもの育ちを支える場を含めた環境（社会）は全てつながっている。「子どもまんなか」の発想に立ち返れば、これらの環境（社会）に関わる人が緊密に連携し、それぞれが「点」で子どもの育ちを捉えるのではなく、本ビジョンの理念や基本的な考え方を共通言語として共有し、できる限り、それぞれの「点」での支えが横につながった「面」のネットワークで育ちを支える環境（社会）を構築していく必要がある。

（はじめの 100 か月の育ちビジョンの目的の在り方）

○以上を踏まえ、本ビジョンの目的は、全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることである。

○本ビジョンは、子ども基本法の目的・理念にのっとり、多様な子どもの心身の状況や、置かれている環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、それぞれの子どもにとって「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を通じて切れ目なく、子どもの周囲の環境（社会）を捉えながら、その心身の健やかな育ちを保障する観点で定めるものである。

○上記の目的を達成するため、本ビジョンを、全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する羅針盤として位置づける。

○このような羅針盤を策定することで、次代の社会を担う全ての子どもの権利を守り、全ての人の関心及び理解を増進するなど社会全体の認識共有を図るとともに、「子ども大綱」に基づく子ども施策の推進等を通じて全ての人の具体的な取組を推進することにつなげていく。

・ こども基本法の理念

（こども基本法について）

○こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、令和 4 年 6 月に成立し、翌年 4 月に施行された。

○同法は、子どもと日常的に関わる機会がない人も含めた全ての国民に対して、子ども施策への関心と理解を深める努力等を求めている。こども基本法の目

的や理念²³にのっとり策定する本ビジョンにおいても、その理念は、国民的な議論を経て定められたこども基本法の目的や理念をもとに、本ビジョンの対象時期である「こどもの誕生前から幼児期まで」の特徴を踏まえ、整理する。

(乳幼児の思いや願い)

○本ビジョンの対象である乳幼児は、例えば、[安心したい]、[満たされたい]、[関わってみたい]、[遊びたい]、[認められたい]といった思いや願いを持ちながら、身近な人や周囲の環境（社会）との応答的な関係等の中で心身の発達を図り、生涯にわたるウェルビーイングの基盤を築いているといった特徴を有する。本ビジョンにおいては、乳幼児は上記のような思いや願いを持っているということを前提に整理を行った²⁴。

(こども基本法にのっとった理念)

○このような本ビジョンの対象時期の特徴も踏まえると、こども基本法に示されている理念は次のように捉えることができ、これを本ビジョンの理念とする。

²³ こども基本法（令和4年法律第77号）【抄】

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるとする社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に關し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

²⁴ [安心したい] 身近な人にくつづいて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合ったりすることで安心しながら育つ。

[満たされたい] 「愛されたい」「抱っこしてほしい」「食べたい」「寝たい」「関心を持ってほしい」等の思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムをつくりながら育つ。

[関わってみたい] こども同士の関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われたり、多様な人や環境（社会）と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づいたりしながら育つ。

[遊びたい] 身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊んだり、自然に触れて、体験して、絵本や地域行事等の文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含めたあらゆる「遊びと体験」を通して、様々なことを学んだりしながら育つ。

[認められたい] 周囲の人にありのままを受け止められ、尊重され、自分の存在や意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がついたり、そうした経験から他者への理解や優しさを育んだりしながら育つ。

(1) 全てのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている

全てのこどもが、生まれながらにして権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。(こども基本法第3条第1号関係)

(2) 全てのこどもが安全・安心に生きることができ、育ちの質が保障されている

どのような環境に生まれ育っても、心身・社会的にどのような状況であっても、全ての子どもの生命・栄養状態を含めた健康・衣食住が安全・安心に守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。(こども基本法第3条第2号関係)

(3) こどもの思いや願いが受け止められ、主体性が大事にされている

乳幼児期の子どもの意思は多様な形で表れる。子どもの年齢及び発達の程度に応じて、言葉だけでなく、表情や行動など様々な形で子どもが発する声や、声なき声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、子どもの今と未来を見据えて「子どもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。(こども基本法第3条第3号及び第4号関係)

(4) 子育てをする人が子どもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会も子どもの誕生、成長と一緒に喜び合える

身近な保護者・養育者が、社会とつながり合い、社会に支えられ、安心と喜びを感じて子育てを行うことが子どものより良い育ちにとって重要である。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有することができ、社会に十分支えられているからこそ、子どもの誕生、成長の喜びを実感することができ、社会もそれを一緒に喜び合うことができる。(こども基本法第3条第5号及び第6号関係)

・全ての人とはじめの100か月の育ちビジョンを共有する意義

○今後、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるための理念や基本的な考え方を、本ビジョンを通じて、子どもと直接関わる機会がない人も含めた社会全体の全ての人と共有していくこととなる。その際、子ども施策を主導する責務のある国や地方公共団体のみならず、全ての人がそれぞれの立場で「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」に関する役割を持っており、その当事者であるという捉え方が大切である。

(全ての人で次代の担い手の人生最初期を支える)

○こどもと日常的に関わる機会がない人も、間接的に「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」の支え手として、地域社会を構成し、社会全体の文化を醸成する一人となる。そのため、こども基本法にのっとり、本ビジョンも参考に、子どもの育ちについての関心と理解を深めるよう努める役割が共通して求められている。

○こどもと日常的に関わる機会がない人も含めて、子どもの「誕生前から幼児期まで」の時期を支えることを通じて、今をともに生き、次代をつくる存在である子どもの生涯にわたるウェルビーイング向上を実現することは、社会全体の全ての人のウェルビーイング向上を持続的に実現するために不可欠な未来への投資である。さらに、幼児期までの「アタッチメント（愛着）」等を土台に、子どもの意見表明・社会参画を社会全体で支えることは、より良い民主主義社会の発展にとっても重要である。

(全ての人が乳幼児とともに全ての人のウェルビーイングを支え合う)

○「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」は、おとなが子どもを支えるという一方通行の関係のみではない。幼児期までの子ども同士が育ち合うという視点や、学童期以降の子ども・若者がおとなとともに幼児期までの子どもの育ちを支え合うという視点も大事である。

○このように、幼児期までの子どもを支えるおとなや子ども・若者もまた乳幼児に育てられるという視点が大切であり、こどもとおとながともに、子どもの誕生や乳幼児の笑顔に触れ、その成長を喜び合うこと自体がウェルビーイング向上につながる。

○より多くの人が、「子どもの誕生前」や乳幼児の育ちに直接的・間接的に関わる経験をすることは、自分自身が幼児期までの時に、保護者・養育者をはじめとして多くの人に支えられてきたことや、乳幼児が一人の主体であることに気づいたり、子育ての喜びの一端を味わったり、子育て当事者の立場への想像力を持ちやすくなったりする上でも重要である。

(全世代、立場を超えた全ての人の役割)

○本ビジョンでは、こども基本法にのっとり、「2.」の（5）で整理した、**別紙1**の「こどもまんなかチャート」の考え方も踏まえ、本ビジョンの実現に向けた社会全体の全ての人の役割と、その役割を支えるために特に国に求められることを**別紙2**のとおり整理した。

2. 幼児期までの子どもの育ちの5つのビジョン

(羅針盤としての5つのビジョン)

- 本ビジョンでは、子育て当事者の立場からの知見、脳科学・発達心理学・公衆衛生学・小児科学等の科学的知見、幼児教育や保育における実践や理論を背景とする専門的知見等を踏まえてなされた議論をもとに、子どもの育ちについての身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの観点を踏まえ、以下の5つを本ビジョンの柱として整理した。
- これらは、普遍的に重要な考え方を踏まえつつ、現代の我が国の社会的状況に鑑みて、当面の羅針盤として特に全ての人と共有したい基本的視点を整理したものである。

- (1) 子どもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める
- (3) 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5) 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

(5つのビジョンの関係性)

- 生涯にわたるウェルビーイング向上のためには、その前提として、全ての人の責任の下で、権利主体としての子どもに必ず保障しなければならない権利と尊厳が、全ての子どもにひとしく保障されることが重要である。
- その上で、乳幼児の発達の特性も踏まえ、ウェルビーイング向上において特に重要な「アタッチメント（愛着）」と「遊びと体験」に着目し、「安心と挑戦の循環」という考え方を整理している。
- これらは、直接的には乳幼児の育ちを支える時に重要なことだが、そのためには「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支えることが不可欠である。
- また、子どもの誕生後も含めて、乳幼児は身近な保護者・養育者の影響を強く受けることや、保護者・養育者自身にとっても「子どもの誕生前から幼児期まで」は最初期であり、特に支援が必要であることを踏まえ、子どもの育ちを支える観点から、子どもとともに育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えることが重要である。
- さらに、このように家庭を基本として養育の第一義的責任を有する保護者や養育者の役割が重要であるからこそ、その養育を社会が支え、応援することが大切である。また、子どもは家庭のみならず、様々な環境や人に触れながら

ら豊かに育っていくが、子どもの育ちに関する家庭や地域等の社会の情勢変化により、今の親世代が乳幼児期を過ごした時代から変化している現代の社会構造を踏まえ、子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくことが必要である。

○身体的・精神的・社会的な観点（バイオサイコソーシャルの観点）を踏まえながら、このような考え方で整理した5つのビジョンを共有して、国や地方公共団体が「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」に関係するこども施策を推進すること等を通じて、全ての人とともに具体的な取組を進め、それらを不斷に見直し、一層充実させていくこととする。

（1）子どもの権利と尊厳を守る

○本ビジョンは、生涯にわたるウェルビーイング向上のために、「子どもの誕生前から幼児期まで」を全ての人で支えていく必要があることについて、基本的な考え方を整理したものである。この基本的な考え方に基づき、子どもの育ちの質を保障し、その権利と尊厳を守ることと、育ちの質の向上を図ることの双方が重要である。

○なお、子どもの心身の状況や置かれた環境等に十分配慮しつつ、乳幼児のウェルビーイング向上を支える観点が重要であることや、全ての人と乳幼児の育ちに関する考え方を共有すること自体が大切な観点であることから、乳幼児の育ちに必要なことや、避けるべき内容の具体例を論じるのではなく、乳幼児の権利や尊厳に基づいて、子どもの育ちの質の保障と向上に関する基本的な考え方を整理している。

○こども基本法は、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、「差別の禁止²⁵」「生命、生存及び発達に対する権利²⁶」「児童の意見の尊重²⁷」「児童の最善の利益」も踏まえて、こども施策に関する基本理念等を定めている²⁸。「子どもの誕生前から幼児期まで」の子どもの育ちの質は、権利主体としての乳幼児の権利を守る観点に立ち返り、こども基本法にのっとり、子どもの権利に基づき、保障し向上させていく必要がある。

²⁵ 本ビジョンが前提とする共生社会の実現に向けた考え方として、「1.」で整理した考え方も参照。

²⁶ 全ての子どもの生命・栄養状態を含めた健康・衣食住が安全・安心に守られる必要があり、そのためには、「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」（以下「3要領・指針解説」という。）にも関連する記載があるように、子どもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどの生活習慣を習得することについて、適切な時期に適切な支援をしていくことが求められる。

²⁷ 乳幼児期の発達の特性を踏まえれば、子どもの意見は必ずしも言葉で表されるものではなく、様々な思いや願いとして多様な形で表れる。例えば、保育所等における子どもの睡眠についても、一人一人多様なペースがあり、睡眠に関する個人差を踏まえて配慮することなども、そのような思いや願いを受け止め、尊重することにほかならない。

²⁸ 児童福祉法においても、児童は「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利」を有し、また、国民は「児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こととされている。

(2) 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

①育ちの鍵となる「安心と挑戦の循環」

- 「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」の最たる特徴は、「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が重要ということである。これらが生涯にわたるウェルビーイング向上の土台をつくる。本ビジョンでは、この子どもの育ちの鍵となる考え方を「安心と挑戦の循環」として整理した。
- 乳幼児期の安定した「アタッチメント（愛着）」は、子どもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、子どもは「遊びと体験」等を通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、その過程をおとなが見守り子どもの挑戦したい気持ちを受け止め、子どもが夢中になって遊ぶことを通して自己肯定感等が育まれていくことが重要である。このような「安心と挑戦の循環」は、子どもの将来の自立に向けても重要な経験である。

②幼児期までの子どもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成

- 各分野の専門性の中で議論されてきた、子どもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の位置づけやその重要性について、全ての人と分かりやすく共有することが大切である。例えば「『愛着』の対象は母親、血縁関係にある者でなければならない」等の過去の社会通説²⁹にとらわれず、乳幼児期に真に必要な愛着について、科学的知見を踏まえた考え方と育ちのプロセスにおけるその重要性を全ての人と共有することが必要である。
- 子どもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」は、子どもが怖くて不安な時などに身近なおとな（愛着対象）がその気持ちを受け止め、子どもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台である。また、「アタッチメント（愛着）」は、子どもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くことのできないものであり、子どもの他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくものである。
- 安定した「アタッチメント（愛着）」は、自分や他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていくとされている。また、「愛着」という言葉は、保護者・養育者と子どもの関係のみを指す印象を持つことがある。もとより、保護者・養育者は子どもが「アタッチメント（愛着）」を形成する対象として極めて重要な³⁰ものの、保育者など、子どもと密に接する特定の身近なおとなも愛

²⁹ 科学的知見に基づき、いわゆる「3歳児神話（子どもは3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼすという言説）」には根拠がないとされている。

³⁰ こうした観点からも、後述のとおり、保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えることは重要である（2.（4）参照）。

着対象になることができる。

○なお、子どもの育ちを通して保護者・養育者も育つという観点から、「アタッチメント（愛着）」の形成は、子どものみならず、保護者・養育者にとっても重要である。

③幼児期までの子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

（豊かな「遊びと体験」）

○乳幼児期からウェルビーイングを高めていく上では、上述の「アタッチメント（愛着）」を基盤として、人や環境との出会いの中で、豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素である。

○乳幼児の育ちの最大の特徴とも言える行為が「遊び」である。また、自然に触れたり、芸術や地域行事等の文化に触れて感性を育んだり、日常生活における豊かな「体験」を得たりすることも重要である。

○本ビジョンでは、理念や基本的な考え方を全ての人で分かりやすく共有する観点から、「遊びと体験」を念頭に、「安心と挑戦の循環」において「挑戦」という表現を用いている。

○子どもの生活の中心を占める「遊び」について、子どもの育ちにおける重要性の過小評価も見られる中で、生涯にわたるウェルビーイング向上のために乳幼児期に必要な豊かな「遊びと体験」について、できる限り具体的な場面が浮かぶように留意しつつ、「遊びと体験」についての考え方を、子ども目線の「遊び」の観点から整理した。

○また、豊かな「遊びと体験」を通した挑戦は、基盤となる「アタッチメント（愛着）」さえあれば乳幼児が主体的に向かうものではない。多様な子どもやおとなとの出会い、モノ・自然・絵本等³¹・場所といった環境³²との関わりを通して、様々な感覚を働かせながら、環境からの刺激を受けることが必要であり、こうした豊かな「遊びと体験」の機会を、保護者・養育者、幼児教育・保育施設や子育て支援施設の保育者等を含めた全ての人の取組を通じて、日常的に保障することにより、乳幼児の更なる挑戦を支援・応援していくことが大切である。

（乳幼児の育ちにとって重要な「遊び」の保障）

○乳幼児期の子どもの生活の中心は遊びであり、ここでの「遊び」とは、子どもが主体的に興味を持ち、夢中になって心と身体を動かして行う行為である。

³¹ 3要領・指針解説においては、園児が興味や関心を抱き、主体的に関われるような環境の一つとして、絵本、物語などのような園児にとって身近な文化財のある生活環境等が考えられるとしている。また、子ども家庭審議会では、子どもたちの健やかな育ちに役立てるため、「児童福祉文化財」と称して、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品を推薦している。

³² 「モノ」には、積木やブロック等の遊具、空き箱や廃材等の素材、ハサミ等の道具など、「自然」には、葉っぱなどの植物、虫などの生き物、風や空など、「絵本等」には、絵本に加えて図鑑や物語など、「場所」には、公園等の公共の場だけでなく、海や山、商店街など日常的な場が含まれる。

遊びは何かの効果を求めてさせるのではなく、それ自体が目的である。

○また、遊びは、こどもが現在を十分に楽しみ、自分の思いを発揮することを通して幸せに生きることそのものであり、ウェルビーイングにつながる。遊びを保障することは、こどもの「楽しい」「したい」という思いや願いを尊重することであり、その中で遊びが変化しながら、やがて自分のやりたいことを成し遂げるための目的のある遊びにもつながっていく。

○さらに、遊びには、こどもの様々な育ちを促す重要な機能がある。こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルと、創造性や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、相手や現実の状況と折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながる。ひいては、生涯にわたるウェルビーイングにつながるため、遊びを保障することは重要である³³。

(多様なこどもやおとの出会い)

○遊びにおいて、こどもは特定のおとの関係だけではなく、多様なこどもやおとの出会いの中で育つことを踏まえることが重要である。自分一人でじっくり遊ぶ一人遊びが大切であるとともに、こどもは他者との関わりの中で多様な刺激を受けながら、次第に自分の世界を広げ、成長する。

○こどもは、保護者・養育者あるいはそれ以外のおとの信頼関係を基盤にしながら、次第に同年齢・異年齢の親しい友達が生まれる中で、葛藤やいざこざを経験しながら、他者への親しみを通して自己の世界を広げていく。保護者等の特定のおとなや同世代のこども同士の関わりが大切であるが、それ以外にきょうだい、異年齢のこども同士、地域の様々なおとの関わりを通して多様な人間関係を学ぶ。

(多様なモノ・自然・絵本・場所等との関わり)

○また、こどもは人だけでなく、モノ・自然・絵本等・場所といった多様な環境に興味を持ち、様々な関わり方をする中で成長する³⁴。豊かな遊びには、こどもの働きかけにより、変化や手応え等の応答が得られる環境や、こどもの成長に応えられる環境が必要である。

○豊かな遊びの環境に関わる中で、こどもは心や体を動かしながら、気づき、試行錯誤して世界を深め、広げていく。体験、外遊び、絵本等についても、このような「環境との関わり」の観点で捉えることが重要である。

³³ 文部科学省中央教育審議会の幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が令和5年2月にとりまとめた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」においても、0歳から18歳までの学びが連続している中で、こどもは遊びを通して学ぶという幼児教育の特性についての認識を社会と共有し、幼児期において遊びを通して育まれてきた資質・能力（認知能力・非認知能力）が、小学校以降の学習に円滑に接続するよう教育活動に取り組む重要性について示されている。

³⁴ 例えば、こどもは、単なる道端の葉っぱであっても、興味を持つとそれを拾って、触れたり、並べたり、比べたり、色水をつくったり、絵を描いたりするなど、環境との多様な関わり方をする。

○なお、遊びは、日常生活の中で、個々のペースや興味・関心に合わせて、こども自身が主体的に展開することが大切であり、おとなは子どもの思いや願いを尊重しながら、遊びの環境を整えていく必要がある。

(3) 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

○子どもの育ちは、連続性と多様性が基本である。中でも、乳幼児期はこれらを重視して育ちを支えることが特に重要である。一方、誕生前後、就園前後、小学校就学前後等のタイミングで、子どもの年齢に応じて環境（社会）の面が大きく変わる節目がいくつか存在する。

○このような節目が、子どもの育ちの大きな「切れ目」にならないように、子どもの発達の過程や連続性に留意して、ウェルビーイング向上に必要な環境（社会）を切れ目なく構築していくことが重要である。特に、乳幼児の育ちは、身体的・精神的・社会的な観点（バイオサイコソーシャルの観点）を踏まえて、母子保健分野と子ども家庭福祉分野が連携することも含め、「子どもの誕生前」から切れ目なく支えることが重要であることを強調したい。なお、保護者・養育者が必要な支援を受けることに負い目を感じないように配慮することも必要である。

○また、子どもは、「誕生前から幼児期まで」の時期を経て、学童期、思春期、青年期と切れ目なく育っていき、かつて自身の育ちを支えられた者が、様々な立場で次代の子どもの育ちを支えるという循環が続いていく。このような好循環を生み出すためにも、ライフィベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が、学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会が重要である。これにより、子どもも「子どもまんなか社会」のつくり手であるという自覚を持つようになる。

○以上のことから、本ビジョンでは、子どもの発達の連続性と多様性を踏まえ、次の4つの時期ごとの留意事項を整理した。

<①妊娠期（保護者・養育者が子どもの誕生を迎える準備期）³⁵>

○妊婦やその家族を社会全体で支援・応援することが、子どもの育ちを支えるはじめの一歩となる。子どもの誕生を迎える準備期において、妊娠前・妊娠中の生活習慣³⁶や栄養状態を含めた母親の心身の健康を支えることはもちろん、父親も含めて、保護者・養育者のウェルビーイングを支え、必要な知識の獲得等に向けた成長支援を行うことが重要である。保護者・

³⁵ 妊娠期は、保護者・養育者として必要な脳と心が、母親だけでなく父親についても妊娠期から育つといった観点からも、子どもの誕生を迎える準備期として重要な時期である。

³⁶ 妊娠前からはじめる妊娠中のための食生活指針～妊娠前から、健康なからだづくりを～（令和3年3月厚生労働省）では、妊娠前からの栄養の重要性が示されており、妊娠前からの適切な食習慣が形成されるよう、バランスの良い食事や適切な運動、たばこや飲酒等についての10項目の指針が示されている

養育者が、子どもの育ちについての関心や理解を深め、困った時に支援を得られる人や手段を確認するなど、今後の子育てをポジティブに感じられるような見通しを持つことができるよう、あらゆる機会を活かして支えていく必要がある。

○育ちを切れ目なく支える観点から、妊娠以前の時期を含め、プッシュ型の情報提供を行うことなどにより、子育てに関する分かりやすく信頼できる情報へアクセスしやすくなることや、専門性を持って保護者・養育者を支援し、その成長に伴走する人の存在を確保することが重要である。

<②乳児期>

○危険や疾病から生命を守ることなど、生きるために基本的なことの全てにおいて、保護者・養育者や直接接するおとなに依存する時期であり、「アタッチメント（愛着）」を形成するはじめの重要な時期でもある。また、保護者・養育者にとって、子育て期の中でも特に大変を感じやすい時期であり、子どもの育ちの質を保障する観点からも、産後の母親・父親の支援や、保護者・養育者が子育てについて学んだり、喜びや悩みを共有したりする場があること、保護者・養育者の子育ての負担感や孤立感の緩和等を全ての人で支えていくことが必要である。

○育ちを切れ目なく支える観点から、子どもの誕生前後で大きく生活環境が変わる保護者・養育者に対して、支援を求めにくい事情がある人も含め、妊産婦・乳幼児の健診や地域子育て支援など様々な機会を活用し、多職種による重層的な支援を届けることが重要である。

<③おおむね1歳から3歳未満>

○基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分に楽しみながら、人やモノとの関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。また、家庭の状況等によって幼児教育・保育施設へ就園していない子どもも多いが、子どもがどのような環境にあっても、ひとしい育ちを保障する必要がある。

○育ちを切れ目なく支える観点から、全ての保護者・養育者について、その就労環境や幼児教育・保育等の利用状況が変わるタイミングにおいても、子どもの育ちの質が共通して保障されるように留意することが重要である。

<④おおむね3歳以上から幼児期の終わり>

○多くの子どもが、幼児教育・保育施設等において、様々な年齢の子どもとの関わりを通して育ち、義務教育段階につながっていく時期である。子どもが保育者等のおとなや他の子どもとの応答・対話などにおいて、より幅広く意思を発するようになり、集団や社会で受け止められる経験等を通して、自己肯定感等を得ながら育っていく。

○育ちを切れ目なく支える観点から、こどもが幼児教育・保育施設へ就園するようになった後も、家庭、医療・保健・教育・福祉・療育³⁷等の関係施設、地域が連携し、ともに連續した生活の場としてこどもの育ちの質を保障していくことが重要である。

○また、「幼児期の終わり」までの育ちがそれ以降の育ちに、心身の面だけでなく、環境（社会）やそのネットワークの面でもつながっていくことを踏まえ、この時期の節目が切れ目とならないよう、幼児期と学童期以降の接続を不斷に改善することが重要である。このため、医療・保健・教育・福祉・療育など、こどもの成長に関わる分野の関係者が連携し、認識を共有しながら、幼児期から学童期にわたる育ちを保障していくことが重要である³⁸。

(4) 保護者・養育者³⁹のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

（幼児期までの保護者・養育者への支援・応援⁴⁰の重要性）

○こどもを養育する第一義的責任を有する保護者や養育者は、こどもに最も近い存在であり、特に「こどもの誕生前から幼児期まで」は、「アタッチメント（愛着）」の対象となる保護者・養育者がこどもの育ちに強く影響を与えることから、保護者・養育者自身のウェルビーイングを高めることが、こどもの権利と尊厳を守り、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高めていく上でも欠かせない。

○また、幼児期までは、こどもにとって人生の最初期であるとともに、保護者・養育者自身にとっても養育経験の最初の時期である。子育てにも手がかかる時期であることから、出産前後の綿密なケアを含め、特にこの時期において、こどもとともに育つ保護者・養育者への支援・応援をきめ細かに行い、そのウェルビーイングと成長を全ての人で支えることが重要である。

○一方で、保護者・養育者であれば子育てを上手に行うことができて当たり前であるといった考え方や、子育てにおいて誰かに頼ったり相談したりすることを恥ずかしいと捉えるような価値観が社会にあることは否定できず、必要以上に保護者・養育者を追い込まないように留意する必要がある。

³⁷ 「療育」とは、障害のあるこども等に対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害等の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のことを指す。

³⁸ 幼保小の接続について、文部科学省においては、教育の専門性の下、幼保小の協働による架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間を指す）の教育の一層の充実を推進している。

³⁹ 保育者など、保護者・養育者の養育役割の一部を補う立場で、日常的に乳幼児を育てる立場にある人への支援・応援も、育ちの要素として重要である。

⁴⁰ 本ビジョンでは、「支援」は、経済的支援ではなく、子育て自体の支援、家庭教育支援など、保護者・養育者に寄り添い、伴走したり、何らかの直接的な援助を行ったりするなどの意味合いで用いている。また、支援ニーズの高い人へのハイリスクアプローチのみならず、ポピュレーションアプローチも重要であり、どのような保護者・養育者も支えながら養育を行うことが当たり前であるという社会認識を共有する観点から、支援者による積極的なケアや、必要に応じた子育て当事者のサポートなどを含めた幅広い概念を表すために、「支援・応援」が重要としている。

- さらに、地縁・血縁の希薄化など社会情勢の変化により、子育てを取り巻く環境が大きく変わる中で、保護者・養育者が子育てを自分で背負わず、必要な親子関係の構築や、主体的な親としての学び・育ち等に向けた支援・応援を受けることが当たり前である環境(社会)をつくっていく必要がある。
- 保護者・養育者が子どもの養育についての不可欠な役割を持つ者であるからこそ、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援が必要であり、子育ての支援・応援を社会全体で保障していくことが、子どものウェルビーイングのために重要である。
- なお、保護者・養育者の心身の状況や置かれた環境も多様であり、障害のある子どもを養育している場合や、ひとり親、貧困家庭の場合など、特別な支援を要する子育て環境にある保護者・養育者に対しては、特に配慮する必要がある。だからこそ、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援についても、子どもの育ちへの切れ目ない伴走によって、保護者・養育者の心身の状況、置かれている環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく保障されることが重要である。

(保護者・養育者が支援・応援につながるための工夫)

- 保護者・養育者支援のための制度やサービスは、必要としている人が必要なタイミングでつながることができなければ意味をなさない。また、制度やサービスの存在を知らない、支援・応援を受けることへの躊躇や偏見がある、自身の状況を説明することが困難であるなど、支援・応援へのつながりを阻むハードルがあることも考慮する必要がある。全ての保護者・養育者が必要な支援・応援につながることができるよう、子ども同士がつながる身近な場所等も活用して、少しでも多くの保護者・養育者との接点をつくり出し、量的な保障も含めて、これらの支援・応援を切れ目なく、ひとしく保障することが重要である。
- このような観点から、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が、学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を保障していくべきである。

(子どもとともに育つ保護者・養育者の成長の支援・応援)

- 子どもを育てる中で、保護者・養育者自身も子どもとともに育っていくという視点が重要である。子どもを養育するために必要な脳や心の働きは、経験によって育つものであり、生物学的な性差がないとの研究報告もある⁴¹。そのため、性別にかかわらず、保護者・養育者が子どもと関わる経験を確保することがその成長につながり、子どもの育ちを保障することにもつながる。
- このように、子どもの育ちには親の育ちも必要であることから、子育てと家

⁴¹ 参考文献：Ruth Feldman, Katharina Braun & Frances A. Champagne (2019). The neural mechanisms and consequences of paternal caregiving. *Nature Reviews Neuroscience*, 20, 205-224.ほか。

庭教育の双方の観点で、保護者・養育者の成長を支援・応援することも重要である。また、こどもと過ごす時間や触れ合う経験を確保するため、保護者・養育者の労働環境の整備を含めた対応が必要である。さらに、保護者・養育者同士の育ち合いはもちろん、こどもの思いや願いを受け止めて必要な対応につなげるためにも、信頼できる情報や伴走者として、保健師やソーシャルワーカーをはじめとした母子保健やこども家庭福祉等の専門職による成長支援などが重要である。

- また、保護者・養育者同士がつながることで、その育ち合いを促すことができる。このため、子育て支援や家庭教育支援の中では、このようなネットワーク形成が重視されることが望ましい。
- さらに、体罰によらない子育てのために必要なこと⁴²、おとなからこどもへの避けたい関わり、子どもの主体性の発揮に向けて必要なことなど、家庭教育支援や子どもの権利の観点も含め、子育てに関して、分かりやすく信頼できる情報が保護者・養育者に届くことや、保護者・養育者がこのような情報へ主体的にアクセスし、学べることが必要である。また、専門性を持って保護者・養育者とともに子どもの育ちを見守り、保護者・養育者とのこどもへの理解を促すなど、保護者・養育者の成長に伴走する人の存在も重要である。

(5) 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

- 子どもの育ちの質には、保護者・養育者や、こどもに関わる専門職のみならず、全ての人が、それぞれの立場で直接的・間接的に影響している。養育の第一義的責任を有する保護者や養育者の役割は重要であるからこそ、子どもの育ちに関する家庭や地域等の社会の情勢変化も踏まえて、現代の社会構造に合った発想で、子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくことが必要である。
- また、こどもは保護者・養育者や保育者のみならず、様々な人と関わり合い、家庭のみならず様々な空間で日々を過ごしている。特に幼児期までは、こども自身が自分の状況や思い・願いを言葉で伝えにくいこともあり、学童期以降のこども以上に、周囲のおとなが一人一人の子どもの状況を把握し、思いや願いを汲み取り、積極的に育ちを支えることが重要である。
- そのためには、様々なこどもと直接接する人、こどもが過ごす空間（幼児教育・保育施設や子育て支援の施設のみならず、公園、図書館、科学館等の様々な体験施設や自然環境、デジタル空間も含む。以下同じ。）、地域の空間、施策や文化に関わる全ての人が子どもの育ちの質に与える影響について、環境（社会）の広がりやつながりの観点から、分かりやすく「見える化」するこ

⁴² 令和元年6月に児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行された。政府においては、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」（令和2年2月）がとりまとめられるなど、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えるとともに、保護者が子育てに悩んだ時に適切な支援につながることができるようにするための取組が推進されている。

とが有効と考えられる。このため、本ビジョンでは、「こどもまんなかチャート⁴³」を作成し、「保護者・養育者」、「こどもと直接接する人」、「こどもが過ごす空間」、「地域の空間」、「施策や文化」といった層ごとに整理した。あわせて、本ビジョンの実現に向けた社会全体の全ての人の役割と、その役割を支えるために特に国に求められることを整理した⁴⁴。

○なお、地域において、「こどもまんなかチャート」の様々な立ち位置でこどもを支える人同士をつなぐ、コーディネーターの役割も必要である。

<保護者・養育者>

○こどもを養育する立場にある「保護者・養育者」は、こどもに最も近い存在であり、こどもにとって「アタッチメント（愛着）」を形成する対象となることを通じ、こどもの育ちに極めて重要な役割を果たす。このため、こどものウェルビーイング向上に必要な考え方を保護者・養育者と共有することや、保護者・養育者が社会に支援・応援されながら、安心して子育てを行えるようにすることが、こどもの育ちにとって大切である。また、保護者・養育者間の良好な関係性や、保護者・養育者自身が心身ともに健康的な状態を保持することも大切な要素である。以上のことから、(4)のビジョンに基づき、保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えることが重要である。

○なお、妊娠期においては、保護者・養育者自身が「こどもまんなかチャート」の真ん中に位置することとなる。

<こどもと直接接する人>

○保護者・養育者だけでなく、「こどもと直接接する人」もこどもの育ちに大きな影響を与える。こどもと「アタッチメント（愛着）」を形成することができる人は、必ずしも保護者・養育者に限らず、こどもと密に接する保育者等も含まれ、こどもにとって日常的に重要な役割を果たすことができる。

○これらの人には、親族、保育者、医師（小児科医・産婦人科医等）、保健師、助産師、看護師等や、その他こどもに関わる専門職と周囲のおとな等に加え、関わり合うこども同士も含まれる。

⁴³ 別紙1参照。「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」に、社会の様々な立場の人がどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となり得るのかについて分かりやすく図式化したもの。全ての人が当事者となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下で子どもの育ちを保障していくという理念や、こどもも「こどもまんなか社会」のつくり手であるという考え方を表している。

⁴⁴ 別紙2参照。

<こどもが過ごす空間>

○乳幼児は、環境や人との関わり、遊びを通して育つため、日常的に「こどもが過ごす空間」が重要である。このような空間は、保護者・養育者や直接接するおとなが落ち着いた環境でこどもに関わることを通じて、直接的・間接的にこどもの育ちに影響を与える重要な要素である。また、公園等の公共の空間では、こどもが思う存分遊びににくい状況となっている場合もある。公園等は、こどもの豊かな育ちや遊びの場として重要であることなどについて、こどもや子育てに優しい社会に向けた気運醸成を進めるために、社会全体の認識共有を図っていくことが必要である。

○これらのこどもが過ごす空間を豊かなものにするためには、居住空間や園・施設の空間のみならず、これらの空間をつくる「こどもを見守る人」が重要であり、この「こどもを見守る人」には、幼児教育・保育施設や地域子育て支援の運営者、民生委員・児童委員等が含まれる。これらの人々は、こどもが安全⁴⁵に過ごす空間をつくり、こどもが置かれている状況を確認するとともに、必要に応じてその環境を改善していく重要な役割を果たす。

<地域の空間>

○こどもが暮らす「地域の空間」も、直接的・間接的に、こどもの育ちに影響を与える重要な要素である。この空間を形作る人としては、近所や商店の人、居住地域の地方公共団体の職員など、「地域社会を構成する人」が挙げられる。

○これらの人との間においても、本ビジョンの内容を共有し、地域社会の未来を担うこどもの育ちを応援する社会をつくることが重要であり、こどもたちの社会への信頼感の形成にもつながる。その際、どのような地域においても、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもの育ちを保障していくことが大切である。

<施策や文化>

○我が国の「施策や文化」は、保護者・養育者、こどもと直接接する人、こどもが過ごす空間、地域の空間の全てに影響を与え、間接的にこどもの育

⁴⁵ こどもの性被害防止の観点からも、こどもが安全に過ごすことのできる状況をつくることも大切であり、例えば、令和5年7月に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議でとりまとめられた、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づき、全てのこどもを対象に、「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところであり、他人に見せない、触らせないことや、性被害に遭ったときには周囲のおとなや関係機関に相談できることなどを教える、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進すること、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版D B S）の導入に向けて取り組むことなど、総合的に取組を進めていくことも重要である。

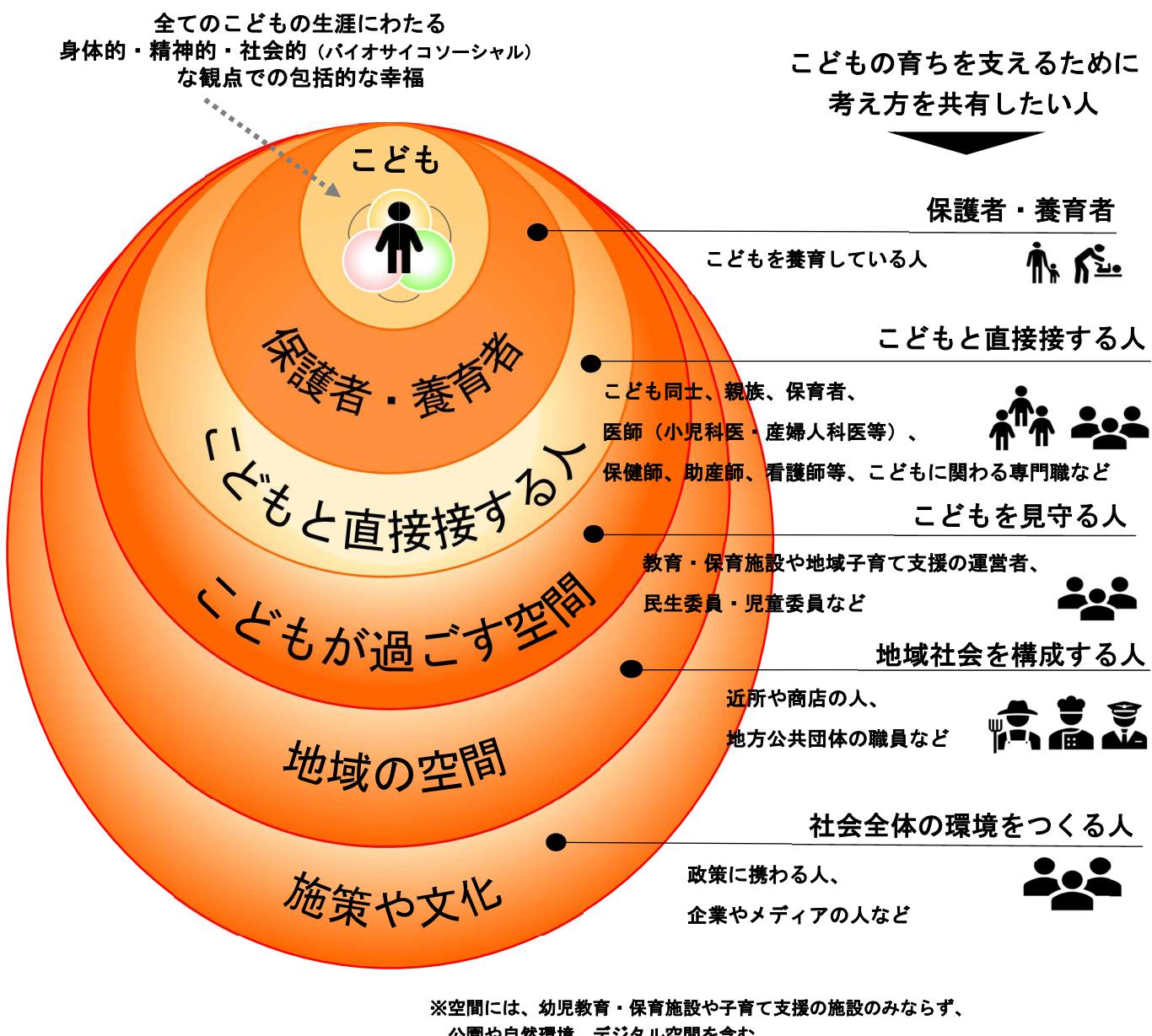
ちに影響を与える。

○この施策や文化をつくる主要な関係者としては、政策に携わる人、こどもに関係する企業の人、保護者・養育者等が働く企業の人、多様な情報や人々の声を届けるメディアの人など、「社会全体の環境をつくる人」が挙げられる。これらの人々は、保護者・養育者の働き方も含めた社会の仕組みづくり、こどもとおとなが交流する機会の創出、こどもの育ちに関する適切で分かりやすい情報の発信等を通じて、人々の認識に影響を与える立場にある。このため、これらの人との間でも、本ビジョンを共有していくことがこどもの育ちにとって欠かせない。

3. はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- 本ビジョンを子どもの育ちの充実につなげ、実効性を確保するためには、その理念や基本的な考え方を子ども施策へ反映し、全ての人とともに進める具体的実現策を一体的・総合的に推進することが不可欠である。
- その際、子ども基本法に基づき、子ども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「子ども大綱」に本ビジョンの理念や基本的な考え方を反映し、「子ども大綱」の下で策定することとしている「子どもまんなか実行計画」において、具体的施策を推進するとともに、必要に応じて施策を見直していく。
- さらに、国において、子ども施策の司令塔となる子ども家庭庁が中心となり、省庁の縦割りを超えて関係省庁と緊密に連携し、
 - ①世代や立場等を超えた全ての人と本ビジョンの考え方を共有するため、効果的な普及啓発を通じて、社会全体の認識共有や具体的な行動の促進のための取組を推進すること
 - ②本ビジョンに関連する状況について、定期的にモニタリングや調査を行い、取組のフォローアップを行うとともに、必要に応じて本ビジョンを見直すこと
- など、本ビジョンの実現に向けた取組を強力に推進する。

別紙1 それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」



別紙2 はじめの100か月の育ちビジョンの実現に向けた社会全体の全ての人の役割

1. こども施策の推進主体

(1) 国

- 国は、政府の司令塔であるこども家庭庁が中心となり、本ビジョンに基づき、関係省庁や地方公共団体と連携し、それぞれの立場で「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える全ての人を支援することで、こども施策を強力に推進する役割が求められる。これらを通じ、地域を超えた取組も含め、国がその固有の責任を果たしてこそ、社会全体の認識共有を図ることができる。
- 例えば、家庭や地域以外で乳幼児が多くの時間を過ごす幼児教育・保育施設については、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）⁴⁶において、こども家庭庁は、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定に当たって協議を受けること、また、文部科学省は、こども家庭庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たって協議を受けることとされた。さらに、幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準をこども家庭庁と文部科学省が定めることとされ、幼児教育・保育施設の教育・保育内容の基準の整合性を担保するための所要の制度改正が措置されている。
- また、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」において不可欠な成育医療等⁴⁷の切れ目ない提供には、医療・保健・教育・福祉等の幅広い関係分野における取組の推進が必要であることから、成育基本法が令和元年12月に施行されるとともに、こども基本法の成立等を踏まえ、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の変更が令和5年3月に閣議決定されたことに基づき、身体的・精神的・社会的な観点（バイオサイコソーシャルの観点）を踏まえた取組の充実が図られている。
- これまで国が進めてきたこのような取組を踏まえ、今後は、こども家庭庁を中心となって幼児期までの子どもの育ちに係る施策を一層推進していく。

(2) 地方公共団体

- 地方公共団体は、こども基本法に基づき、こども施策に関し、国及び他の地

⁴⁶ 「施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、こども家庭庁は、就学前の子どもの健やかな成長のための環境確保及び子どものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌する観点から、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こども家庭庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、これらの教育・保育内容の基準とともに策定（共同告示）することとする。幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準をこども家庭庁及び文部科学省が定めることと併せ、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保する（児童福祉法及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正）。」とされた。

⁴⁷ 妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する、医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のことと指す。

方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備するなど、子ども基本法の理念にのっとって子ども施策を策定し、実施する重要な役割を持つ。

○また、子ども施策の策定・実施に当たっては、施策の対象となる子どもや子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることや、医療・保健・教育・福祉・療育等に関する業務を行う関係者相互の有機的な連携の確保等が求められている。地方公共団体には、これら子ども基本法の要請にのっとり、本ビジョンも踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える子ども施策の展開を図っていく役割が求められる。

○そのため、国は、地方公共団体と本ビジョンの理念や基本的な考え方を共有できるよう、地方との対話等を推進していくこととする。また、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、例えば子どもの育ちに関する具体的な活動を推進するコーディネーター役の人材育成など、地方公共団体における本ビジョンを踏まえた取組に必要な支援を図るとともに、先進的な取組の横展開等を進めていく。

2. 子どもの育ちの環境に影響を与える全ての人

(1) 施策や文化に影響を与える人

○メディア等を含め、施策や文化に影響を与える主体には、本ビジョンも参考にして、子どもの育ちについての関心と理解を深めるように努めつつ、それぞれの立場から「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える社会全体の施策や文化をつくっていくことが求められる。

○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係る子ども施策の推進は、社会全体の施策や文化に影響を与える主体と適切な協力関係を築きながら行うことが必要である。

(2) 事業主

○事業主は、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備するという子ども基本法の理念を実現するための重要な役割を担う主体として、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に取り組むことが求められる。

○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係る子ども施策の推進は、子ども基本法の理念を実現する上での重要な社会のステークホルダーとして、事業主と適切な協力関係を築きながら行うことが必要である。

3. 直接子どもの育ちに関わる人

(1) 保護者・養育者

- 保護者・養育者は、子どもの養育について不可欠な役割を有する者であるとの認識の下、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」についての関心と理解を深めるように努め、主体的に社会の支援・応援にアクセスしながら、子どもを養育することが求められる。ただし、このような基本認識の前提として、保護者・養育者が子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられていることが重要である。
- こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係る子ども施策の推進は、「2.」の(4)のビジョンに基づき、子どもとともに育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支援・応援する視点で行われることが必要である。

(2) 専門的な立場で子どもの育ちに関わる人

- 保育者など専門的な立場で子どもの育ちに関わる人は、子どもの「アタッチメント（愛着）」の対象ともなるなど、日常的に密な関わりを持つことができ、子どもの育ちの質を考える上で特別な存在である。このため、保育者等が誇りを持って働くことができるような体制整備が必要である。
- このような大切な役割を持つ専門職である保育者や子育て支援員、教育・保育施設や地域子育て支援の運営者など、保育や子育て支援に携わり、乳幼児の日常の育ちを支える人には、教育・保育の専門性を活用し、幼児教育・保育に関する基準等に基づき、子ども基本法の理念や本ビジョンを体現しながら、子どもの育ちの質の向上のため、家庭への支援や地域との連携を図る役割が求められる。
- その際、専門性を持ちながら乳幼児の育ちを日常的に支えている立場を活かし、保護者・養育者の成長を支援・応援したり、学童期以降の育ちを支える立場の人へ切れ目なく橋渡しをしたりするなど、専門職として助言を行う役割も求められる。
- また、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療関係者、カウンセラーやソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門職、民生委員・児童委員等の地域の支援者など、職務の中で子どもの育ちに関わる人は、子ども基本法にのっとった本ビジョンも踏まえ、乳幼児の育ちについての関心と理解を深めるように努めることが求められる。そして、それぞれの専門性や専門的基準等に基づき、子どもの育ちの質の充実のため、期待される役割を果たすことが求められる。
- さらに、多職種で連携したり、保護者・養育者など専門的知見を持たない人と協働したりして子どもの育ちを支える際には、本ビジョンに示す理念や基

本的な考え方を共通言語として活用しつつ、適切に専門性を発揮することも求められる。

○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の推進は、専門的な立場で子どもの育ちに関わる人に対して、体制整備を含めてしっかりと支援する視点を重視して進めなければならない。あわせて、本ビジョンについて、専門職等に期待する活用場面を想定して分かりやすく普及啓発していく必要がある。

(3) その他様々な立場で子どもの育ちに関わる人

○親族、保護者・養育者の知人・友人、近所や商店の人など、保護者・養育者や専門職以外の様々な立場で子どもの育ちに関わる人は、こども基本法にのっとった本ビジョンも参考に、子どもの育ちについての関心と理解を深めるよう努めるなど、乳幼児の育ちの支え手としての役割が求められる。その際、それぞれの立場から手の届く範囲で、乳幼児の育ちを支えるための具体的な行動を自ら起こしたり、周囲に呼びかけたりするなど、「こどもまんなか社会」実現の推進役となることを期待したい。

○なお、こどもと関わるに当たっては、自分自身の幼児期までの経験を振り返ったり、子どもの思いや願いを尊重して、どのように関わることが適切かを考えたりすることも重要である⁴⁸。

○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の推進は、本ビジョンの普及啓発等を通じて全ての人の関心や理解の増進を図り、子どもの育ちに关心を持つ人が、子どもの育ちに関する基礎知識と具体的な行動のヒントを得ることができるように、効果的な行動促進策を実施しながら行うことが必要である。

⁴⁸ 例えば、こども家庭庁においては、令和5年10月に「社会全体の全ての人に向けたアンケートの結果について」「学童期以降の子ども若者に向けたアンケートの結果について」(こども家庭審議会幼児期までの子どもの育ち部会(第8回)資料)をとりまとめているが、幼児期までを振り返って楽しかったことや、もっとおとなにしてほしかったことについての質問結果を、次代の子どもの育ちを支える取組につなげることも考えられる。